

主食用米を生産・販売する担い手農業者の皆様へ ナラシ対策に加入しましょう！

令和3年度

ナラシ対策等のセーフティネット対策へ加入しておくことは、担い手の皆さんの経営安定のためにとっても重要です。

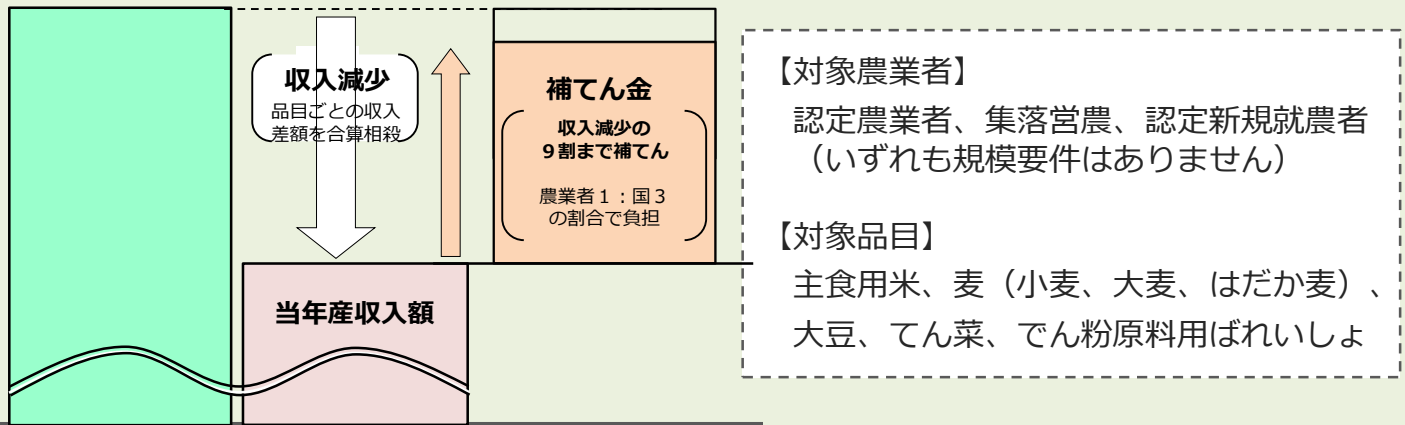
これまでナラシ対策に未加入で、令和3年の収入保険に未加入の方には、ナラシ対策への加入をお勧めします（加入申請期限：6月30日）。

1 ナラシ対策の仕組み

- 農業者ごとに、米、麦、大豆等の**当年産の販売収入の合計（当年産収入額）**が、**過去の平均収入（標準的収入額）**を下回った場合に、その差額の**9割を補てん**します。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 9割$$

- 補てんの財源は、**農業者と国が1対3の割合で負担**します。
このため、補てんを受けるには、積立金の拠出が必要となります。
- 積立金の残額は、翌年産に繰り越されるため、「**掛け捨て**」にはなりません。



〔都道府県等地域単位の単収・価格データを用いて10a当たり収入額を算定し、これに加入者の生産面積を乗じて算出〕

【積立金の算定例】

標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額（10%コース）又は20%の収入減少に対応する積立額（20%コース）のいずれかを選択し、積立金を納付します。

（例）Aさんの場合（生産予定面積が米6ha、大豆4ha）

品目	Aさんの 生産予定面積 ①	Aさんの地域の10a 当たり標準的収入額 ②	Aさんの 標準的収入額 ③ = ① × ②	Aさんの 積立額 (10%コース) ④ = ③ × 10% × 9割 × 1/4	Aさんの 積立額 (20%コース) ⑤ = ③ × 20% × 9割 × 1/4
	(ha)	(円/10a)	(円)	(円)	(円)
米	6	125,000	7,500,000		
大豆	4	20,000	800,000		
合計			8,300,000	186,750	373,500

2 ナラシ対策の加入・交付スケジュール等

(1) ナラシ対策の加入から補てん金交付までの流れ

- ① 交付申請書（積立申出）に米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、**6月30日までに**、地域農業再生協議会又は地方農政局等へ提出
- ② 国からの積立額通知に基づき、**7月31日までに**、積立金を納付
- ③ 収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績に基づき、**4月30日までに**、ナラシ交付申請書とともに生産実績数量の証明書類を地方農政局等へ提出
- ④ 5月下旬から6月頃に補てん金等交付

(2) 収入保険との関係

収入保険と、ナラシ対策・農業共済などの類似制度は、どちらかを選択して加入することとなります（重複加入はできません）。

なお、令和3年産のナラシ対策に加入した場合でも、令和4年1月からの収入保険に加入することは可能です（収穫期が重複しないため ※下図参照）。

【ナラシ対策の加入・交付スケジュール（下段は、令和4年の収入保険のスケジュール）】

	令和3年										令和4年												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	...	12					
令和3年産 ナラシ対策	①積立申出			← (米、麦、大豆等の収穫期) →										③交付申請		④補てん金交付							
令和4年 収入保険	← (令和4年の収入保険の加入申請期間) →										収入保険（個人農業者等の場合） ← (米、麦、大豆等の収穫期) →												

(3) 農業共済との関係

自然災害等による収穫量の減少を補償する農業共済と、価格が下落した際などに収入の減少を補てんするナラシ対策は、両方に加入することで万全なセーフティネットとなります。

このため、ナラシ対策に加入する場合は、農業共済とのセット加入をお勧めします。

【お問合せ先】

九州農政局 経営所得安定対策(熊本県担当) ☎ 096-211-9336

八代市農業再生協議会 ☎ 0965-33-8751